サービス種類	华城 币日	指摘事項
リーレク性類	指摘項目	11個学人
訪問看護	運営規程	運営規程に定める利用料及びその他の費用の額について、運営規程に定められていない費用の徴収があることから、適切に記載すること。また、重要事項説明書に「通常の実施地域を超える場合の交通費」について記載がないため、適正に記載すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第71条】
訪問介護	運営規程	介護保険制度の法定代理受領サービスに係る利用者負担割合は、所得に応じて1割から3割までの負担であるため、運営規程の記載について、利用者に誤解が生じないよう整理すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第21条第1項及び第29条第4号】
福祉用具貸与	運営規程	特定福祉用具販売の運営規程について、販売費用の額の記載がないため、適切に記載すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第238 条(第256条準用)】
居宅療養管理指導	運営規程	運営規程について、下記のとおり修正すること。 ・提供する居宅療養管理指導の内容について、医師による居宅療養管理指導についての記載内容になっているものがあったため、栄養士による居宅療養管理指導の内容に修正すること。 ・通常の事業の実施地域が未記載であるため、追加すること。 ・苦情に対応するために講ずる措置に関する事項について未記載であるため、追加すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第88条】
居宅療養管理指導	運営規程	運営規程について下記の点を修正すること。 ・従業者の職種、員数及び職務の内容について、医科の医師に係る部分が歯科医師の内容になっているため、修正すること。 ・利用料等について、居宅療養管理指導の単位数が間違っているため修正すること。 ・通常の事業の実施地域について記載がないため、追記すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第88条】
訪問介護	運営規程 重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の職員数について、実態に合わせて修正を行うこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条 第1項及び第29条第2号】
訪問介護	運営規程 重要事項説明書	交通費について、運営規程と重要事項説明書における費用の記載内容を統一させること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条 第1項、第21条第3項及び第29条第4項】
福祉用具貸与	衛生管理	福祉用具の保管又は消毒について、当該業務を委託している事業者の業務実施状況について、委託契約に則り、定期的に確認し、その結果等を記録すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第241 条第4項】
居宅療養管理指導	介護報酬の請求	歯科医師の行う居宅療養管理指導にかかる介護報酬について、介護報酬請求時に摘要欄に記載した居宅療養管理指導の対象日に、歯科医師の訪問の記録における訪問日と不一致が見られた。適正な対象日による請求を行うこと。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に保る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(2)】
居宅療養管理指導	介護報酬の請求	介護報酬の請求時に、実際の訪問日で請求されていないものについて、自主点検を行い、適正な請求となるよう必要な措置をとること。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(2)】
通所介護	管理者の責務	指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」で定める指定通所介護の人員基準等について遵守させるために必要な指揮命令を行う必要があるが、管理者自身が基準違反となるサービス提供を行っていた実態があったため、管理者の職責に応じた職員研修を実施する等の改善に必要な措置をとること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第103条(第52条準用)]

居宅療養管理指導	管理者の責務	事業所の管理者は、従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う必要があるため、管理者としての責務を果たすこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第52条第1項第1号(第90条準用)】
訪問看護	虐待防止	高齢者虐待防止について、従業員への定期的な研修を実施する等、虐待防止のための措置を 講ずること。 【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条】
通所介護	虐待防止	利用者に対する管理者の言動等が、利用者にとって心理的な負担となり、結果としてサービスの利用をやめることとなった事例があった。今後、このような事例が発生しないよう、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。[介護保険法第74条第6項] [岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第4条第1項]
福祉用具貸与	苦情処理	苦情対応マニュアルの整備に努められたい。
居宅療養管理指導	苦情処理	事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第32 条(第90条準用)】
居宅療養管理指導	苦情処理	苦情処理の体制として、事業所として確実に苦情を受け付けられる窓口を設置し、重要事項 説明書に記載の上、利用者に説明すること。また、苦情処理の体制について、事業所に掲示 すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条 第1項及び第33条(第90条準用)】
福祉用具貸与	研修	福祉用具専門相談員の資質の向上のため、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保すること。 し、 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第239 条第1項】
居宅療養管理指導	研修	従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第30 条第3項(第90条準用)】
訪問看護	個別サービス計画	訪問看護計画の変更時に、アセスメントの記録が作成されていないものが見られた。退院後の利用再開時の訪問看護計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況の変化についてアセスメントを行ったうえで適切な変更を行うこと。また、その記録を残すこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第68条第1項)】
訪問介護	個別サービス計画	訪問介護計画について、利用者に提供するサービスの時間、日程等についても記載すること。 【岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱 第3の1(3)ス (ア)】
福祉用具貸与	個別サービス計画	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報を提供すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第236条第3項第1号】
福祉用具貸与	個別サービス計画	福祉用具貸与計画書について、利用者から書面で同意を得ているものの、その原本について 利用者に渡しており、事業所では保管していなかったため、事業所でも控えを保管しておく こと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237 条第2項第2号】
福祉用具貸与	個別サービス計画	利用者の利用状況のモニタリングについて、モニタリングを行った日時が未記入であったため、記載すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237条第2項第4号】
福祉用具貸与	個別サービス計画	利用者の身体の状況等について、介護支援専門員から口頭で情報提供を受けた場合には、当該情報について記録を行うこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237 条第2項第4号】
福祉用具貸与	個別サービス計画	福祉用具貸与計画書と利用者への請求書とで、貸与を行っている福祉用具の商品名に齟齬が あったため、適正に記載すること。 【県指導】
福祉用具貸与	個別サービス計画	福祉用具貸与計画について、利用者の同意日が貸与開始日より遅れているものが見られた。 やむを得ず、書面への同意手続きが遅れる場合は、遅れた理由及び口頭で同意を得た日付を 福祉用具貸与計画書に記載する等により記録に残すこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第237 条第2項第2号】
<u> </u>	+	-

居宅療養管理指導	個別サービス計画	作成した栄養ケア計画について、現在、利用者又はその家族から口頭で同意を得ているが、 当該同意については利用者及び貴事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが 望ましいため、今後、計画様式に署名欄を追加する等により、文書にて同意を取得された い。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基 準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(4)】
居宅療養管理指導	個別サービス計画	利用者が他の介護サービスを利用している場合には、必要に応じ、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこと。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(2)】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	提供した居宅療養管理指導の内容について、医師又は歯科医師への報告に記載された訪問日が、実際の訪問日ではないケースが見られたため、適正な内容で 報告書を作成すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第87 条第3項第4号】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	提供した居宅療養管理指導の内容について、ケアマネージャーへの情報提供として記載する 指導事項の内容に具体的な記載がないケースが見られたため、指導や説明の内容等を具体的 に記載されたい。 【県助言】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	提供した居宅療養管理指導の内容について、ケアマネージャーに対する情報提供の書面に記載された訪問日が、実施の訪問日ではないケースが見られたため、適正な内容で情報提供を行うこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第87条第2項第4号】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	介護報酬の請求にあたっては、請求明細書の摘要欄に訪問日を記載するところ、調剤日の記載となっているケースが見られたため、実際の訪問日を記載すること。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に保る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(3)】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	薬剤の服用歴について、以下のとおり記録すること。 ①服薬の状況については、残薬の状況も記録すること。 ②訪問日が、実際の訪問日で記録されていないケースが見られたため、適正に記録すること。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(3)】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	居宅療養管理指導に係る指示を行った医師が、管理栄養士に対して指示をした内容を診療録に記載する際は、指示等の「内容の要点」を記載すること。また、その際は、下線や枠で囲う等により、他の記載と区別すること。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(4)】
居宅療養管理指導	サービス提供記録	介護支援専門員に情報提供すべき事項として、基本情報(医療機関名、医療機関の住所、医療機関の連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、利用者の生年月日、利用者の性別、利用者の住所、利用者の連絡先等)を記載する必要があるため、指導記録を基に介護支援専門員に対し情報提供するのであれば、指導記録に当該基本情報を記載することを提供を関するといる。 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の6(2)】
通所介護	サービスの利用制限	指定通所介護事業所の浴室については、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならないため、有料老人ホームの介護サービスとして入浴介助を実施する場合には使用しないこと。 [岐阜県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第93条第3項]
介護老人福祉施設	事故	令和○年○月○日に発生した事故について、飛騨県事務所福祉課へ報告がされていなかった。事故発生時には、「岐阜県介護保険施設等における事故発生時の報告事務取扱要領(平成30年10月1日付岐阜県健康福祉部高齢福祉課制定)」に基づき、県への事故報告書を提出すること。 【岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に間する基準を定める条例第41条第2項】
介護老人福祉施設	事故	入所者が病院へ緊急搬送される際は、当該入所者の情報について、適切に情報提供を行うこと。 【岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第21条】

	•	T
訪問介護	事故	事故報告書について、家族等への連絡した日付や説明内容等の記載がないものがあったため、漏れなく記録すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第38 条第2項】
居宅療養管理指導	事故	利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合には、「岐阜県介護保険施設等における事故発生時の報告事務取扱要領(平成30年10月1日付岐阜県健康福祉部高齢福祉課制定)」に基づき、県へ事故報告書を提出すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第38条第1項(第90条準用)】
訪問介護	従業員の秘密保持	従業者の秘密保持に関する誓約書について、誓約書が取られていない従業者がいたため、全ての従業者について業務上知り得た情報を漏らすことのないよう必要な措置を講じること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第33条第1項】
福祉用具貸与	従業員の秘密保持	個人情報保護のための、従業員の秘密保持誓約書について、本来、事業者側が行うべき事項 を従業員の責務としている条文があったため、修正すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第33 条(第244条準用)】
福祉用具貸与	重要事項説明書	福祉用具の保管又は消毒に係る業務について委託先事業者の業務の実施状況について、重要 事項説明書において実際の実施頻度と異なっていたため、実態と重要事項説明書の内容に齟 齬がないようにすること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第241 条第4項】
居宅療養管理指導	重要事項説明書	重要事項説明書において、事業所名が「○○○」となっているため、「△△△」に修正すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第9条 (第90条準用)】
居宅療養管理指導	受給資格等の確認	介護保険の受給資格について、被保険者証等による確認を行っていない場合があったため、被保険者証等の写しを取る等により確実に確認すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第12 条(第90条準用)】
通所介護	人員配置	指定通所介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の職員である必要があり、兼務する場合にあっても同事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所の職務でなければならないが、貴事業所の管理者が同一敷地内ではない離れた障害福祉サービス事業所に従業者として勤務し、実質兼務していた実態があったため、管理者の配置要件を遵守すること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第103条(第7条準用)]
訪問看護	人員配置	勤務表について、管理者と訪問看護員を兼務させる場合は、それぞれの職種で明確に時間帯を分けて配置すること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第30 条第1項 (第73条準用)】
訪問介護	人員配置	勤務形態一覧表について、貴事業所での勤務と系列の入所施設での勤務を合わせたものになっているため、他の施設等での勤務を除いた訪問介護事業としての勤務形態一覧表を作成すること。また、作成にあたっては、訪問介護員等の常勤換算人数も記載し、人員基準を満たしているか確認できるようにすること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第30条第1項】
訪問介護	人員配置	訪問介護の管理者は常勤である必要があり、兼務する場合にあっても同事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所の職務でなければならないが、管理者が勤務表上は常勤となっているものの、実態として同一敷地内ではない離れた通所介護事業所にも勤務しており、実質兼務している状態にあるため、是正をすること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第7条]
通所介護	人員配置	通所介護事業所の職員と併設の有料老人ホームの職員を兼務している職員の勤務状況が明確でないため、兼務職員が有料老人ホームの業務を行う場合には、そのことが分かるように勤務表を分ける等、適切に勤務表に記載すること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第98条第1項]
通所介護	人員配置	他の訪問介護事業所と兼務している職員について、訪問介護事業所の業務に就いている時間を、貴通所介護事業所の勤務時間に含めて常勤換算の算出をしていたため、他事業所で勤務している時間については、勤務時間に含めないこと。また、他事業所と兼務している職員については、その勤務時間等について緊密に調整すること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第98条]
通所介護	人員配置	指定通所介護サービスにおける人員基準を満たしていることを確認できるよう、従業者の勤務実績を反映した勤務体制一覧表を作成すること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第98 条第1項]

通所介護	人員配置	生活相談員・看護職員・介護職員について、勤務実績表を確認した結果、人員基準を満たしていない日が存在していたため、必ず人員基準を満たすこと。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第92条]
通所介護	人員配置	生活相談員が不在であった日については、人員基準を満たしていないことから介護報酬の算定ができないため、生活相談員である者が全く配置されていない日について介護報酬の返還を行うこと。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第92条]
通所介護	人員配置	これまでの勤務状況について勤務実績を再度確認し、看護職員・介護職員について人員基準 欠如減算に該当する期間がある場合は当該期間において減算を行うこと。 [指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の7(21)]
通所介護	人員配置	これまでの勤務状況について勤務実績を再度確認し、看護職員・介護職員について人員基準 欠如減算に該当する期間がある場合は当該期間において減算を行うこと。 [指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理 指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第2の7(21)]
福祉用具貸与	心身状況等の把握	サービス担当者会議の記録について、居宅介護支援事業所からの記録の提供がない場合であっても、利用者の心身の状況や検討内容等に関する具体的な記録を残しておくこと。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第14条(第244条準用)】
居宅療養管理指導	心身状況等の把握	利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第14条(第90条準用)】
訪問介護	中山間地域等における小規模事業所加算	「中山間地域等における小規模事業所加算」について、現在算定していないものの、加算要件を満たしていないため、速やかに体制の届出書を提出し、当該加算について取り下げること。 【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)第1の5】
居宅療養管理指導	賠償保険	賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 【岐阜県指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準要綱第3の1(3)ハ(イ) (第3の5(3)のオ準用)】
福祉用具貸与	文書の保存期間	重要事項説明書及び契約書にある記録の保存期間について、双方で記載内容が異なっていた ため整合させるとともに、県条例に定める保存期間と一致させること。 【岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第255 条第2項】
通所介護	変更届	管理者の変更等、登録事項に変更が生じた場合には変更後10日以内に変更届を提出すること。 [岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第97 条]